

福井県丹南広域組合議会事務局設置条例

平成2年10月1日  
条例第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基づき、福井県丹南広域組合議会に事務局を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。